

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所	税種	争点	原告	被告	審判所	事件番号	審理年月日	判決年月日	税額	税務署	控訴年月日	控訴人	控訴内容	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	控訴人	控訴内容	結果		
東京	消費税	課(森布税務署長事務承継者京橋税務署長)	完結	(1) 居住用賃貸物件の購入及び当該物件に対する内装等の工事に係る課税仕入れのうち、当該物件の購入から販売まで空室であった居室に対応する部分は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等」に共通して要するもの」のいずれに該当するか。(2) 空室のある物件の買主に対する当該空室部分に係る家賃相当額の支払は、当該物件の売買代金の控除として、消費税法36条1項に規定する「売上げに係る対価の差額等」に該当するか否か。	27/9	3	池内訟務官 久原実査官	東京地方3	R5.6.14	R7.1.24	棄却	東京高等5	R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	最高二小	R7.6.18	相手側	R8.1.23	不受理	
福岡	消費税	課(小倉税務署長)	係属	(1) 本件控訴期間において、課税事業者に変更するか否か(基準期間における課税売上額1,000万円を超えるか否か)。(2) 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法88条の仮装・隠蔽に該当する事実があったか否か。	2/4	1	福田訟務官 田中美査官	福岡地方1	R5.6.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手側								
東京	法人税	課(千葉東税務署長)	係属	(1) 原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。(2) 基準所得金額を本邦法令方式により計算することは違法か否か。(3) 本件各法人税更正処分は理由付記の不備があるか否か。	1/6~ 2/6	2	相川訟務官 羽島専門官	東京地方2	R5.6.22													
東京	所得税	課(大和税務署長)	係属	(1) 相手側の国外居住家族について、所得税法84条に規定する扶養控除の適用があるか否か。(2) 本件における所得税等の更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。(3) 本件における所得税等の更正処分は、租税公平主義に反する違法な処分か否か。	28~2	1	岩崎訟務官 福田実査官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12	R7.9.17	相手側								
福岡	相続税	課(香椎税務署長)	完結	土地の評価について、財産評価基本通達の定めを適用して評価することが著しく不適当と認められる「特別な事情」があるか。	29	1	福田訟務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等2	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
大阪	法人税	課(姫路税務署長)	完結	1 原告会社は、本件下宿営業の売上げを享受していたか否か。 2 金地金に係る商品先物取引の差金決済、金地金の仕入れに係る各支出額及び差金決済手数料は、消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 3 還付消費税等は、その還付に係る消費税等の納税申告書が提出された日の属する令和元年12月期の法人税に係る益金の額に算入すべきか否か。 4 金地金に係る商品先物取引によって生じた損失等は、令和元年12月期の損金の額に算入されるか否か。 5 本件各更正処分等は、信義則に反して違法であるか否か。(消費税)	29/12~ 元/12 2/3, 2/8	1	清訟務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R8.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	最高三小	R7.7.14	相手側	R7.12.16	棄却	
札幌	法人税	課(岩見沢税務署長)	完結	確定申告書に説明書が添付されていなくても指置法61条の2第1項の規定を適用することができるか否か。	1/12	1	松浦訟務官 塚野専門官 徳島実査官	札幌地方5	R5.7.28	R6.11.29	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小	R7.6.5	相手側	R7.11.12	棄却	
大阪	法人税	課(南税務署長)	完結	1 本件支出額は、原告から本件役員に対する給与等に該当するか否か。 2 本件各処分は理由附記の不備があるか否か。 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か。(消費税、源泉所得税)	28/12~ 30/12	3	福田訟務官 川上実査官	大阪地方2	R5.7.28	R7.5.23	棄却											
札幌	国賠	課	係属	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額18,807千円、仮執行宣言あり)	~	1	松浦訟務官 塚野専門官 徳島実査官	札幌地方3	R5.8.4													
札幌	国賠	課	係属	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額1,850千円、仮執行宣言あり)	~	1	松浦訟務官 塚野専門官 徳島実査官	札幌地方3	R5.8.4													
札幌	国賠	課	係属	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(請求金額1,786千円、仮執行宣言あり)	~	1	松浦訟務官 塚野専門官 徳島実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却	最高	R7.12.8	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告	被告	請求内容	争点	審判経過	判決年月	判決金額	控訴	控訴先	控訴年月	控訴結果	控訴先	控訴年月	控訴結果	控訴先	控訴年月	控訴結果			
名古屋	国税庁 税務署長	原告が納付した本件相続税の一部について国が保持することが不当利得に当たるか否か。 (本人訴訟)(請求額:657,550円 仮執行宣言請求あり)	4	1	小畑松務官 長谷川専門官 服部実査官	岐阜地方2	R6.1.29	R6.8.26	棄却	名古屋高等2	R6.7.8	相手側	R6.12.12	棄却	最高三小	R6.12.16	相手側	R7.6.11	棄却
関信	所得税	原告(上尾税務署長) 本件業務から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するか。 (本人訴訟)	28~2	1	富地松務官 土屋専門官 山本実査官	さいたま地方4	R5.12.4	R6.12.11	棄却	東京高等10	R6.12.23	相手側	R7.7.10	棄却	最高三小	R7.7.19	相手側	R6.2.4	不受理
仙台	消費税	(1) 債務不存在確認請求における確認の利益の有無 (2) 取締役に原告の申告権限があったか否か (3) 本件申告は、原告に意思に基づいてなされたものか否か	28.7~1.7	1	前川主任松務官 佐藤松務官 佐藤専門官 菅野実査官	福島地方1	R9.2.21	R8.2.24	棄却										
大阪	所得税	原告に通知法69条1項に規定する「隠蔽し、仮装し」に該当する事実があったか否か	26~28、30	2	村上(一)松務官 西田実査官	大阪地方7	R6.2.22	R7.4.24	却下	大阪高等7	R7.5.6	相手側	R7.11.26	棄却					
大阪	所得税	本件賃貸料収入のうち、原告に帰属する金額はいくらか(消費税)	28~30	1	友田松務官 住山幹括主査 木山実査官 毛利実査官	大阪地方7	R8.4.17												
関信	法人税	1 本件売上高は、原告に帰属する売上上げであるか否か 2 本件支出金額は、交際費に該当するか否か(消費税)	31/3~3/3		杉森松務官 坂垣主査 沢屋実査官	東京地方38	R8.4.15												
名古屋	贈与税	原告が本件各譲渡人から取引相場のない株式の無償譲渡を受けた時点において、当該株式を発行する会社に本件各借入金が存在したか否か	29	1	小畑松務官 服部実査官 曹金実査官	名古屋地方9	R6.4.12	R7.11.13	棄却	名古屋高等4	R7.11.26	相手側							
熊本	法人税	原告が行った本件金銭貸付けは、法人税法2条13号規定の収益事業に該当するか否か。 具体的には、本件金銭貸付けが法人税法施行令5条1項3号に規定する金銭貸付業に該当し、継続して事業場を設けて行われるものか否か。	30/3~3/3	1	一岡松務官 堀田主査 鈴木実査官	東京地方3	R6.4.16	R6.12.18	棄却	東京高等21	R7.1.0	相手側	R7.7.3	棄却	最高一小	R7.7.14	相手側	R8.2.15	棄却
広島	所得税	原告は本件財団を通じて、本件外国会社を間接保有しており、本件外国法人の所得が原告に係る外国子会社合算税制の適用対象となるか否か	29~30	2	菊島松務官 赤代専門官 滝澤実査官 廣澤実査官	東京地方3	R6.4.22	R7.9.12	棄却	東京高等	R7.9.17	相手側							
関信	所得税	本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額があるか否か	28~1	1	金高松務官 土屋専門官 富山実査官	東京地方51	R6.4.18												
大阪	相続税	原告に係る相次相続控除額はいくらか (本人訴訟)	元	1	阿部松務官 牧瀬幹括主査 植田実査官	広島地方2	R6.5.6	R7.9.10	棄却	広島高等4	R7.9.23	相手側							
名古屋	相続税	原告が納付した本件相続税について国が保持することが不当利得に当たるか否か。 (本人訴訟)(請求額:1,224,800円 仮執行宣言請求あり)	28	1	辻主任松務官 竹田幹括主査 西金実査官	名古屋地方9	R6.5.15	R6.12.5	棄却	名古屋高等2	R6.12.17	相手側	R7.9.14	棄却	最高三小	R7.5.27	相手側	R7.9.17	棄却
金沢	所得税	適格に譲って支払ったガソリン代等は、所得税法73条2項に規定する控除対象の医療費に該当するか否か。 (本人訴訟)	30~2	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	金沢地方	R6.5.8	R7.2.21	棄却	名古屋高等金沢支庁1	R7.3.10	相手側	R7.8.20	棄却	最高二小	R7.11.28	相手側	R8.2.13	棄却
東京	相続税	(1) 亡父の妻が取得したアメリカ合衆国の「widow's benefits」を受給する権利(本件受給権)が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税対象となるか否か。 (2) 本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか否か。	1	1	森田松務官 小池主査	東京地方3	R6.5.28												
東京	所得税(源泉)	相手側が、相手側名義の口座から出金した金員を、相手側代表者の先物取引口座に対して入金したこと(本件対象入金)は、相手側代表者に対する給与等(給与)の支払に該当するか否か。具体的には、①相手側代表者に本件対象入金による所得(経済的利得)があるか否か、②本件対象入金による所得は、所得税法28条1項及び183条1項の「給与等」に該当するか否か。	30/1~2/12	1	池内松務官 中国実査官	東京地方2	R6.5.31	R7.11.13	棄却	東京高等4	R7.11.27	相手側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	争訟内容	審判年度	争訟回数	争訟相手	争訟相手住所	争訟年月日	判決年月日	結果	備考
東京	消費税	国(品川税務署長)	本件課税期間について商品課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	飯田松務官 佐藤実査官	東京地方3	R7.5.21	R9.1.21	棄却
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)	本件争訟は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	31/3~5/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R7.5.15		
名古屋	法人税	国(伊勢税務署長)	本件争訟は適法な不当申立前置を経たといえるか否か。(本人訴訟)	29/3、31/3	1	森田松務官 大野主典 和久田実査官	名古屋地方9	R7.3.31	R7.10.30	却下
大阪	法人税	国(阿倍野税務署長)	1 本件各確定申告書を提出でなかったことについて、通則法11条に規定する「異議その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各知下処分が租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/8、5/8	1	高橋松務官 牧瀬松務官 村上実査官	東京地方2	R7.5.23		
関西	相続税	国(行田税務署長)	原告に、国税通則法88条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方2	R7.4.17		
関西	国賠	国	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額:98,200円、仮執行宣言請求あり)	-	1	杉松松務官 徳澤専門官 沢里実査官	東京地方42	R7.4.8	R8.1.30	棄却
東京	消費税	国(神田税務署長)	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方51	R7.6.6		
札幌	法人税	国(札幌中税務署長)	1 本件調査手続に各処分を取り消すべき違法があるか否か 2 各処分に係る理由附記に不備があるか否か 3 ある店舗に係る売上げは、原告に帰属するか否か 4 本件青色取消処分及び本件各更正処分等が違法か否か(消費税)	28/6~4/8	1	松浦松務官 後藤実査官	東京地方38	R7.6.5		
高松	所得税	国(高松税務署長)	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。(消費税)	29~3	1	大野松務官 多田実査官	東京地方2	R7.5.16		
福岡	消費税	国(長崎税務署長)	長崎税務署長に対して、消費税導入以降、納付した消費税等の額の還付を求める請求について被告適格があるか否か(本人訴訟)	H2~R2	5	福田松務官 碓元実査官	長崎地方	R7.3.31	R7.11.25	却下
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38	R7.5.12		
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原実査官	東京地方38	R7.5.12		
東京	消費税	国(上尾税務署長事務承継者江東東税務署長事務承継者東京上野税務署長)	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3~3/12	1	沼田主任松務官 森塚実査官	東京地方2	R7.4.9		
東京	法人税	国(品川税務署長、川崎西税務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書が提出期限内に提出されなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	31/3~4/3	1	末安松務官 外山実査官	東京地方2	R7.4.28		
大阪	消費税	国(姫路税務署長)	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。(本人訴訟)	5/10	1	清松松務官 一橋松務官 村尾実査官 中子実査官	神戸地方2	R7.7.1		

